

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その44)

総報酬制導入について(その1)

Q

平成15年4月から総報酬制度が導入されますが、どのような内容ですか？

A

平成15年4月から、月収(標準報酬)に加えボーナスからも厚生年金保険料を負担し、将来の給付にも反映させます。標準報酬の定時改定時期が10月から9月に、算定対象月が5月~7月が4月~6月に変更されます。

	総報酬制導入前	総報酬制導入後	
月給	保険料率(労使折半)	17.35%	13.58%
	標準報酬月額の上下限	上限 620,000円 下限 98,000円	
	標準報酬月額の改定	5~7月の報酬平均を基礎として、 当年10月~翌年9月までの月給に適用	4~6月の報酬平均を基礎として、 当年9月~翌年8月までの月給に適用
賞与	保険料率(労使折半)	1% (給付に反映しない)	13.58% (給付に反映する)
	対象となる賞与の上下限	上下限なし	上限 150万円() 下限 なし
	年金の給付乗率	9.5 ~ 7.125/1000	7.308 ~ 5.481/1000

標準報酬月額の上限62万円の人の平均的な年間ボーナス額、約300万円の1/2に相当

保険料率の調整

保険料徴収の対象がボーナスにまで拡大されるため、総報酬制導入により被保険者(厚生年金保険)の年間の保険料負担に変化が生じないように保険料率が調整されます。

厚生年金の保険料率を、13.58%に引き下げ

この保険料率は月収を1とした場合に、平均的なボーナスの割合が0.3であるという統計に基づいて決定されました。

$$[(17.35\% \times 1 + 1\% \times 0.3)] \div (1 + 0.3) = 13.58\%$$

現行の特別保険料

厚生年金の保険料は、月収とボーナスそれぞれにこの保険料率を掛けて計算します。

(ボーナスは「標準賞与」と呼ばれ、1,000円未満は切り捨てます)

保険料徴収の対象となる賞与額は、1回につき150万円が上限です。

(200万円のボーナスも150万円として計算)

この結果、年収に占めるボーナスの割合が平均(3割)以上の方は現在よりも負担が増加し、平均以下の方は現在よりも負担が減少します。ただし、将来受けられる年金額は負担が減った分少なくなります。

年金額の調整

ボーナス分も給付に反映されるため、標準報酬から毎月徴収する保険料に基づく年金額と、ボーナスから徴収された保険料に基づく年金額の合計で、現在の標準報酬に基づく年金額と等しくなるように調整されます。

$$\text{年金額} = \frac{\text{総報酬制導入前の期間分の年金}}{\text{給付乗率} 9.5 \sim 7.125/1000} + \frac{\text{総報酬制導入後の期間分の年金}}{\text{給付乗率} 7.308 \sim 5.481/1000}$$

給付乗率を、7.308 ~ 5.481/1000に引き下げ

月収を1とした場合の平均的なボーナスの割合が0.3であることから、現在の給付乗率を1.3で割ったものです。

$$9.5 \sim 7.125/1000 \div 1.3 = 7.308 \sim 5.481/1000$$

在職老齢年金は基準額を引き上げ

現在、60歳以降の在職老齢年金は月収に応じて年金額を調整していますが、ボーナスを含めた総報酬ベースの計算方法に変更されます。(詳細は次号で説明します)

*1年前のボーナスを基準とするため、総報酬制の導入後、1年が経過した平成16年4月から実施されます。